一　施行者の名称　神奈川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百三十号海老名都市計画道路事業三・四・六号河原口中新田線、三・四・四号中新田鍛冶返線及び一・四・一号さがみ縦貫道路
三　事業施行期間　自平成十三年五月七日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　千葉県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第六百十八号船橋都市計画都市高速鉄道事業第七号線京成本線
三　事業施行期間　自昭和五十九年三月十九日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　八号
(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　敷地の幅員　延長

石川県石川郡野々市町御経塚四丁目一〇七番地内　前　二六・六〇～三一・〇〇メートル　〇・〇五八キロメートル
後　二六・六〇～三一・〇〇メートル　〇・〇五八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　敷地の幅員　延長

名古屋市中川区下之一色町字松陰三丁目二八番から　前　二七・〇一～七〇・二七メートル　〇・三四九キロメートル
同市中川区下之一色町字干潟官有無番地まで　後　二九・九一～七〇・三三メートル　〇・三四九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
号　名古屋市中川区下之一色町字松陰三丁目二六番から同市中川区下之一色町字北起五四番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十日

○中部地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十五号
(三)　指定する道路の部分

区　間　敷地の幅員　延長

伊賀市上村字宮ノ谷一六一六番から同市上村字大谷一一八〇　二八・六〇～五八・九〇メートル　〇・二四〇キロメートル
番一まで

(四)　指定する期日　平成二十二年三月十九日

○中部地方整備局告示第四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　三重県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第二千六十八号伊勢都市計画下水道事業宮川流域下水道（宮川処理区）
三　事業施行期間　自平成十年十二月二日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月十九日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　三重県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十七号津都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成二十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし